別紙１

　　年　　月　　日

高等技能訓練促進費等支給決定通知書

様

日南町福祉事務所長　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった高等技能訓練促進費等（高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金）については、日南町高等技能訓練促進費等事業実施要綱第４に定める対象者の要件を満たしているため、下記のとおり支給額を決定しました。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 高等技能訓練促進費 | 支給開始年月 | 　　年　　月分から |
| 支給手当月額 |  円（　　　　年　月分まで） |
| 入学支援修了一時金 | 支　 給　 額 |  円 |

（備　考）

１　修業期間中の高等技能訓練促進費に係る受給者状況の確認

　　高等技能訓練促進費を継続して受給するためには、毎年７月に「高等技能訓練促進　費受給者現況届」の提出が必要です。提出に際しては、次の書類を添付してください。

　所得の状況に応じ、支給取消又は支給月額が変更されることがあります。

 ア　あなたの属する世帯全員の住民票の写し

 イ　あなたの前年分の所得課税証明書

ウ　あなたと同一世帯の者の市町村民税に係る納税証明書

２　受給資格の喪失等

　　母子家庭の母でなくなったこと、日南町に住所を有しなくなったこと、修業を取り　やめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき又はあなた及びあなたと同一の　世帯に属する者に係る市町村民税の課税状況が変わったとき若しくは世帯を構成する　者に異動があったときは、やむを得ない事由があるときを除き、１４日以内に届出を　行うこと。